

# 鶴見区制 90 周年記念関連事業における認定及び共催の審査に関する取扱要領

平成 28 年 9 月 23 日施行

## (目的)

第 1 条 この要領は、鶴見区制 90 周年記念関連事業の認定及び共催に関する取扱要綱（平成 28 年 9 月 23 日施行。以下「取扱要綱」という。）第 18 条の規定に基づき、関連事業における認定及び共催の審査に関し、事務の取扱の必要な事項を定めるものとする。

## (審査幹事会)

第 2 条 取扱要綱第 9 条により、鶴見区制 90 周年記念事業実行委員会で審査する認定（共催）事業について、事前に審議・調整を行い、取扱要綱における適否等を協議するため、審査幹事会（以下「幹事会」という。）を設置する。

## (組織)

第 3 条 幹事会は、「鶴見区制 90 周年記念事業実行委員会事務局の設置及び鶴見区制 90 周年記念事業実行委員会及び部会事務取扱規程」に定める、次の者をもって組織する。

鶴見区制 90 周年記念事業実行委員会	事務局長
同	事務局次長
同	事務局員（保険年金課長）
同	事務局員（区政推進課長）
同	事務局員（地域振興課長）
同	事務局員（戸籍課長）
同	事務局員（福祉保健課長）

2 その他、必要に応じて事務局長が命じた者。

## (議長)

第 4 条 幹事会に議長をおく。議長は事務局長とする。

## (関係者)

第 5 条 幹事会において、議長が必要と認めた時は、次の者の出席を求めることができる。

- (1) 議題に関係のある鶴見区制 90 周年記念事業実行委員及び事務局員
- (2) 申請者又はその代理人

(招集)

第6条 幹事会は、議長が招集する。

(審議対象)

第7条 幹事会は、鶴見区制90周年記念関連事業認定(共催)申請書に記載された事業が、取扱要綱に定める対象事業であることを確認し、次条に定める審査基準に従い審議する。

(審査基準)

第8条 幹事会は、鶴見区制90周年記念関連事業認定(共催)チェック表(別表1)により、申請書が取扱要綱に定める項目に適合しているかを確認する。  
2 幹事会は、前項により確認された申請書について、「鶴見区制90周年記念関連事業共催審査基準」(別表2)により、認定(共催)の内容を確認する。

(審査)

第9条 前条に基づき幹事会の審議を経た申請事業は、鶴見区制90周年記念事業実行委員長に報告し、承認を得るものとする。

(庶務)

第10条 この要領に定める事務は、地域振興課が行う。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、審査に関し必要な事項は、鶴見区制90周年記念事業実行委員長が別に定める。

附 則

この要領は、制定の日から施行し、取扱要綱の失効と同時にその効力を失う。

## 鶴見区制90周年記念関連事業認定(共催)チェック表

[事業名]

	審査項目	チェック
1	鶴見区又は鶴見区制90周年記念事業実行委員会が実施する事業ではないか。	
2	公益性を有する団体又は企業が実施する事業か。	
3	区民全体で祝い、「鶴見」の歴史を再確認し、未来の「鶴見」を創る契機として記念事業を実施し、鶴見らしさの掘り起こしと地域力の向上による賑わいづくりつなげるために実施する、学術、文化、芸術、芸能、又はスポーツ等の事業であるか。	
4	(共催の場合)新たに企画実施する事業か。	
5	団体の構成員のみを対象とする事業ではないか。	
6	特定の政治活動、宗教的活動に関する行事ではないか。	
7	専ら営利を目的とする事業ではないか。	
*「営利を目的とする」=事業によって利益をあげ、その利益を報酬や分配金などの形で分配・配当されること		
8	横浜市が主催する行事ではないか。	

## 鶴見区制90周年記念関連事業共催審査基準(別表2)

1. テーマ性	* 区制90周年テーマとの関連性があるか	
	20点	テーマに合致している
	10点	一部、テーマに合致している
	0点	合致していない
2. 地域性	* 区民が構成主体となっているか(※2. 地域性でいう、「区民」は取扱要綱第3条第2項に定義する「区民」とする。)	
	20点	概ね区民で構成されている
	10点	構成員の一部が区民である
	0点	区外の方により構成されている
3. 公益性	* 無料で区民が参加できるか	
	10点	非営利:無料で区民が参加できる
	0点	非営利:有料で区民が参加できる
4. 新規性	* 区制90周年を記念した新たな事業か	
	20点	新規事業である
	10点	継続事業だが、拡充して実施
	0点	継続事業
5. 規模・一体感	* 多くの区民が参加できるか	
	30点	1,000人以上
	20点	300人以上
	10点	100人以上
	0点	100人未満